保護者の皆様へ

名古屋市

4月分利用者負担額(保育料)の減額にかかる手続きについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、登園を控えた日の利用者負担額(保育料) の減額にかかる手続きについては下記のとおりとなりますので、ご確認くださいますよう、 お願いいたします。

記

1 配布書類

- (1) 4月分利用者負担額(保育料)の減額にかかる手続きについて【この書類です】
- (2)保育の実施の停止申請書
- (3) 保育の実施の停止申請書(記入例)

2 提出していただく書類

「保育の実施の停止申請書」に必要事項をご記入いただき(記入例を参考にしてください)、押印のうえ、4月にご利用されている施設・事業所にご提出ください。

※4月分の申請を既に区役所にご提出いただいている場合は、再度の提出は不要です。

3 提出期日

登園を控えておられ、提出が困難であることから、当面の間、提出期日は設けません (新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、改めてお知らせいたします)。

- ※減額分の計算については、各施設・事業所からの登園日数の報告に基づいて進めます。
- 4 日割り計算による減額分の取扱い(予定)
 - 〈保育所をご利用の方〉
 - 6月分の保育料との充当(相殺)を行います。
 - <認定こども園・地域型保育事業をご利用の方> ご利用の施設・事業所から返金・充当等されます。

5 日割り計算の方法

減額後の保育料(4月分)=保育料月額全額(4月分)×登園した日数÷25 ※一旦、保育料月額全額を納付いただいた後、減額後の保育料との差額分について、 充当もしくは返金を行います。

6 その他

- 後日、「保育実施停止承諾決定通知書」を施設・事業所を通してお渡しします。
- ・上記の手続きは、1か月単位で行います。今回は4月分の保育料にかかる手続きをお願いします。5月分の取り扱いについては、改めてお知らせします。

子ども青少年局保育企画室 Tel:972-2528